

被保険者証を更新します

被保険者証の有効期限が平成28年3月31日までであるため、4月1日からご使用していただく被保険者証を事業主を通じて交付いたします。

今回の更新分から、より耐久性を向上させるため、**素材をプラスチック**に変更するとともに、記号・番号及び氏名の**文字を大きく**いたしました。



被保険者証の表面に貼付することにより、ジェネリック医薬品希望の意思を簡単に伝えることができる「**ジェネリック医薬品お願いシール**」を被保険者証と併せてお配りいたします。医療費全体の抑制とともに、皆様のお薬代の負担を軽減するためにぜひご利用いただきますようよろしくお願いいたします。

また、臓器提供意思表示欄の記入内容を第三者に知られたくない方は、「**個人情報保護シール**」をご用意しておりますので、配布をご希望の場合は、被保険者証裏面に記載の問い合わせ先までご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。

ジェネリック医薬品を活用しましょう!!

Q. ジェネリック（後発）医薬品とは？

A. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に発売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。

POINT ジェネリック医薬品は

- 1 先発医薬品より安価であり、お薬代の負担が軽減されます。
- 2 効き目や安全性は、先発医薬品と同等です。
- 3 欧米では、幅広く使用されています。

「ジェネリック医薬品お願いシール」の使い方

保険証の文字が隠れないように「ジェネリック医薬品お願いシール」を貼り付け、受付窓口に提示して意思表示をしましょう。

すべての先発医薬品に対してジェネリック医薬品が製造販売されているわけではないため、ジェネリック医薬品への変更を希望しても、変更できない場合があります。詳しくは、医師や薬剤師と相談しうえて、御自身に合った薬を選びましょう。

全国土木建築国民健康保険組合
<http://www.dokenpo.or.jp/>

臓器提供意思表示保護シール

このシールは、臓器提供意思表示欄に記入した後、上から貼り付けて使用することができます。

なおこのシールは一度はかすと再貼付できません。